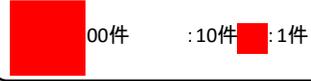
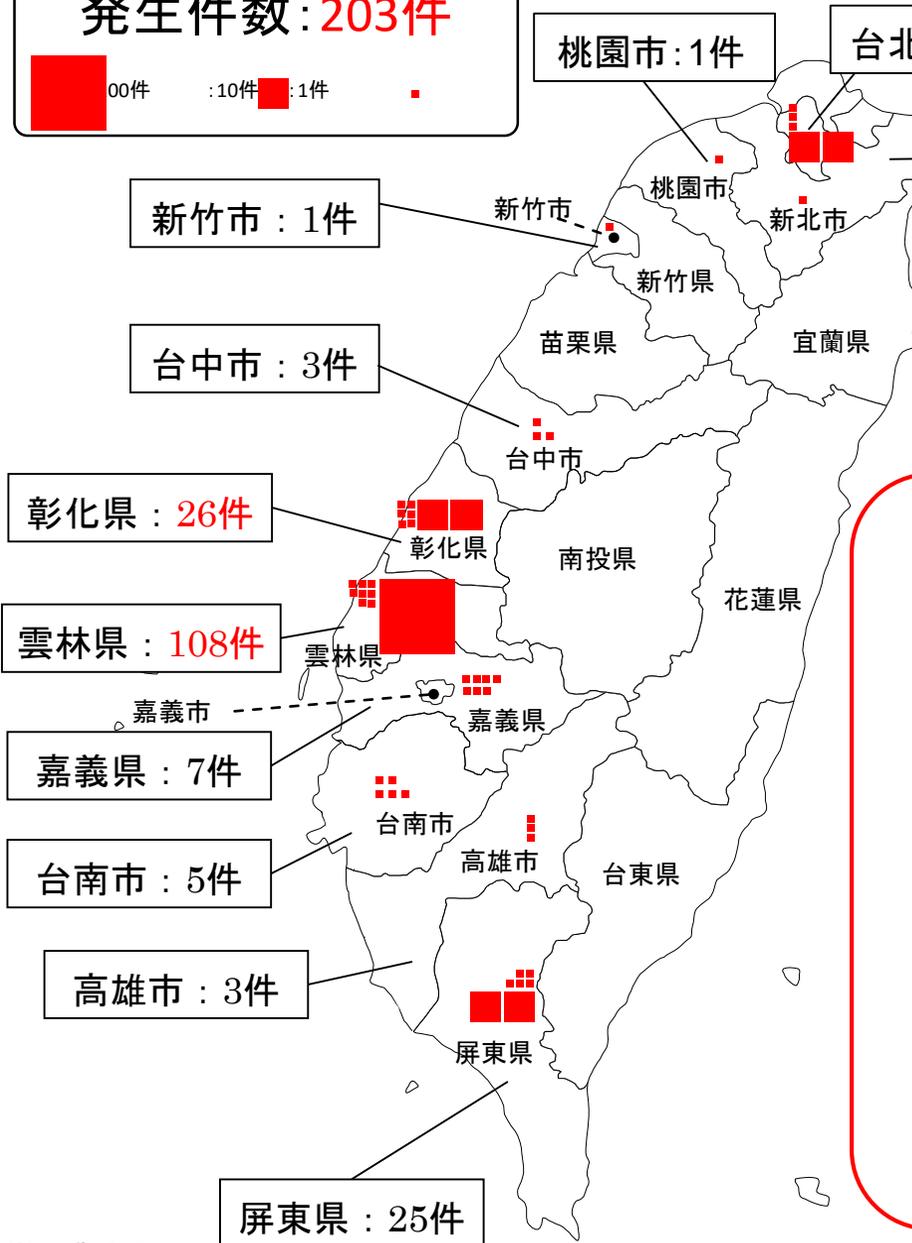


台湾における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年1月～)

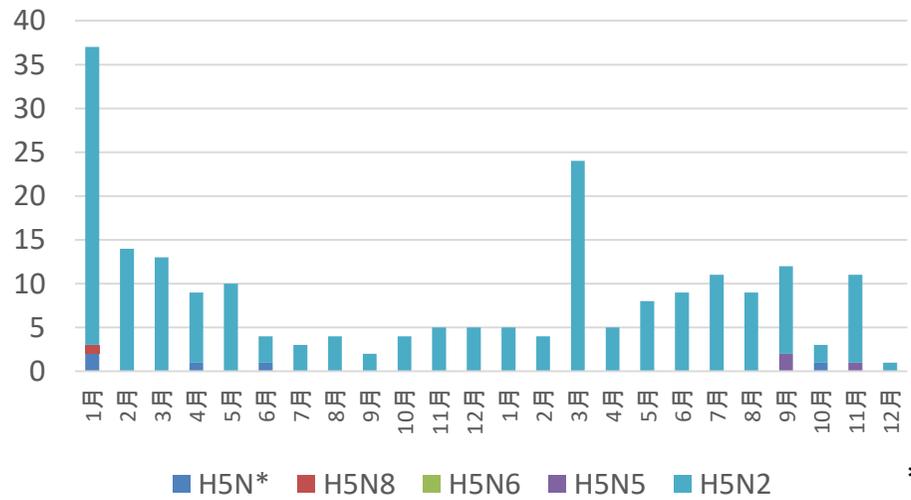
発生件数: **203件**



2019年12月15日現在



2018年1月以降の発生件数

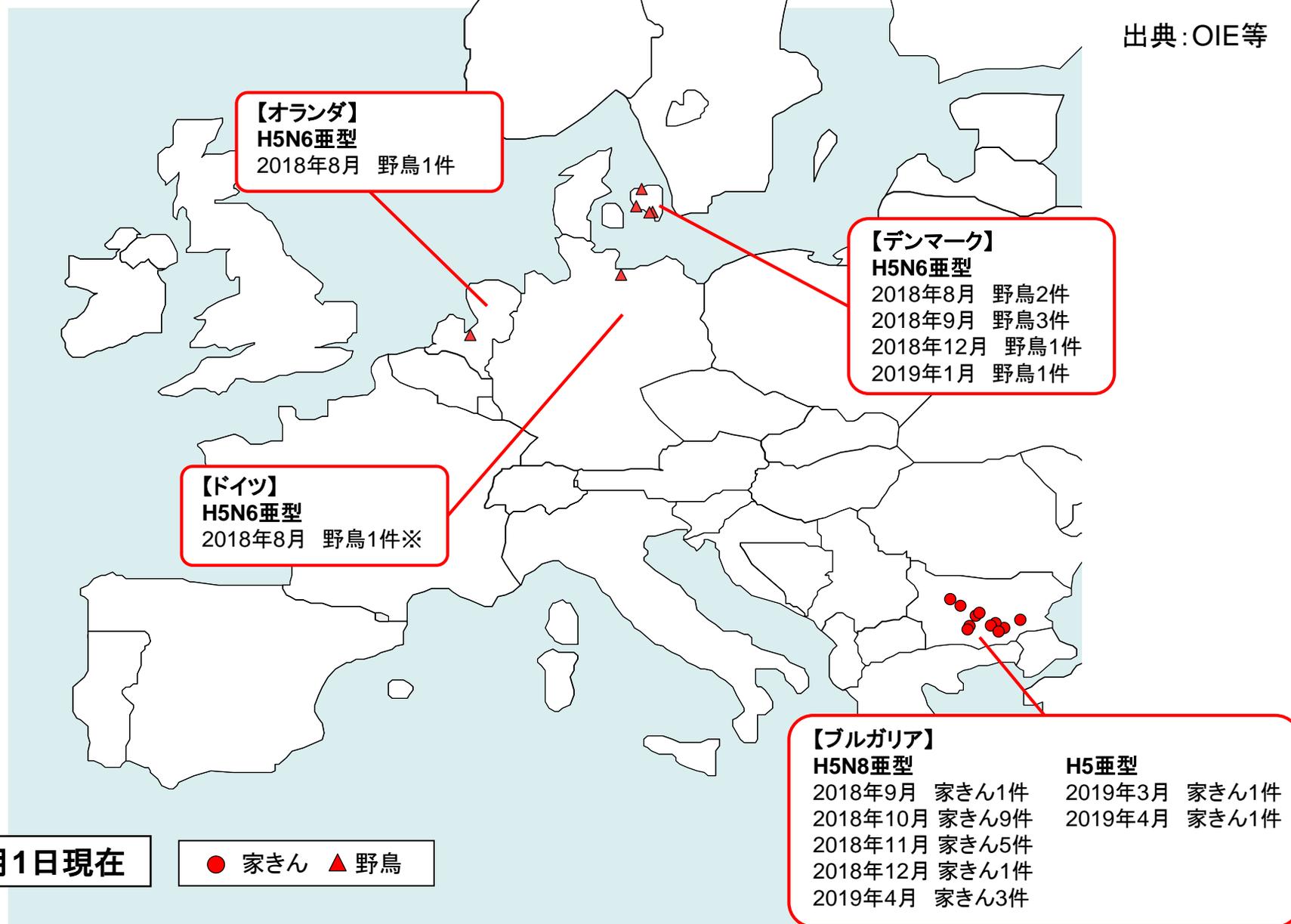


* 亜型未確定

※ 出典: OIE

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年8月以降)

出典: OIE等



※ 保護鳥 (A flock of rare and endangered breeds (17 chickens, three geese, 113 ducks).)

CSF及びASF対策について

【 特徴 】

【 近隣諸国の発生状況 】

【 我が国の発生状況 】

CSF(豚コレラ)

- 病原体
CSFウイルス
- 特徴
 - ・豚-豚（イノシシ）間の接触により感染。
- ※ 有効なワクチンが存在

- 欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々で発生。
- アジアにおいては全ての国でCSFが発生。
- 日本以外の国のOIEステータスは、発生中あるいはワクチン接種により非清浄国。

- 昨年9月に岐阜県において、26年ぶりに発生。
- 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県及び山梨県の7県で発生。これまで約15.1万頭を殺処分。
- 野生イノシシでは12県で感染確認（上記7県に加え、群馬県、石川県、富山県、滋賀県、静岡県）。

ASF(アフリカ豚コレラ)

- 病原体
ASFウイルス
- 特徴
 - ・CSFに酷似するが、病原性は強い傾向。（感染力は同等とされる）
 - ・豚-豚（イノシシ）間の接触以外に、ダニも媒介。
- ※ ワクチン、治療法はない

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）の国々で発生。
- アジアでは、昨年8月の中国における発生以降、各国に感染が拡大しつつ、発生が継続。
- 本年9月には、韓国において発生し、これまでに家畜豚で14事例を確認。

- 未発生。
- 本年4月22日にはASF対策について、関係省庁が申し合わせ。



※ いずれも人に感染しない（感染するのは豚とイノシシのみ）。肉及び肉製品を食べても問題ない。

野生イノシシの感染確認区域の拡大防止を徹底するため、関係省庁が連携し、以下の対策を着実に実施。

取組の内容

(1) 捕獲の強化

CSF

ASF

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、農場周辺や野生イノシシの感染区域等を、捕獲重点エリアに設定し、野生イノシシの捕獲を強化。
- 銃猟やICT罟等の活用による効果的な捕獲の実施。
- イノシシ感染地域の周辺県でのサーベイランスの強化。

(2) 経口ワクチン散布

CSF

- 東日本・西日本に、重点的にワクチンを散布する防疫帯（ワクチンベルト）を構築。
- 野生イノシシの感染が確認された地点に応じて、経口ワクチンベルトは対象県エリアを見直し。
- 空中散布を含む効果的なワクチンベルト構築に向けて、環境省、警察庁、消防庁、防衛省と連携。

- (1) CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、農林水産省が**予防的ワクチン接種推奨地域**を指定。
- (2) 都道府県が**予防的ワクチン接種プログラム**を策定し、農林水産省が確認。
- (3) 県による**予防的ワクチン接種を開始**（自治事務）。

○ 予防的ワクチン接種推奨地域

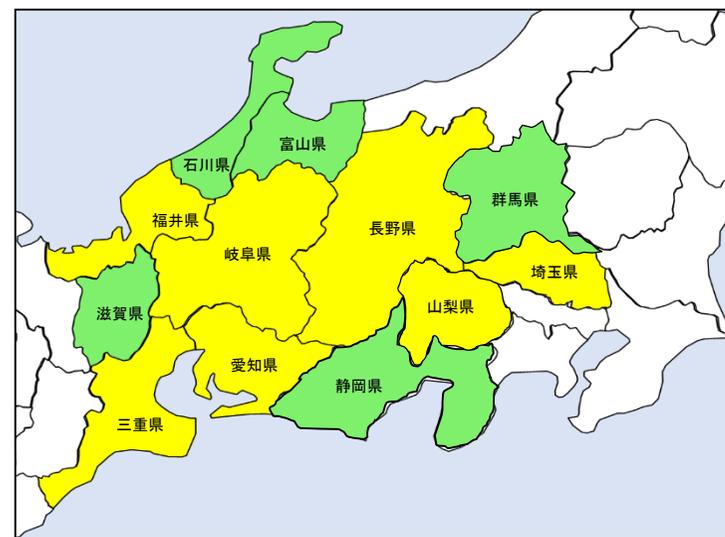
CSFウイルス感染野生イノシシから飼養豚への感染リスクが高い地域。右図の12県。

○ 予防的ワクチン接種プログラム

- ・ 原則、県内一律に接種。
- ・ 当該農場の初回接種：飼養豚のすべてに接種。その後、順次、子豚に接種。

○ 流通制限の範囲

- ・ 生きた豚、精液、受精卵については、原則として接種地域内の農場、と畜場等への移動、流通等に限定（交差汚染防止対策を行ったと畜場を除く）。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ と畜場で処理後の肉、肉製品、副生物等については制限しない（飼料の加熱処理の遵守・野外放棄防止を徹底）。



黄色：豚及び野生イノシシ発生県（飼養頭数 757,040頭(全国の8.3%)）
 緑色：野生イノシシ陽性発生県（飼養頭数 795,180頭(全国の8.7%)）

野生動物からのウイルス感染を遮断するため、侵入防護柵の設置を推進するなど農場におけるバイオセキュリティの向上に取り組む。

取組の内容

- 農場防護柵の設置等の野生動物侵入防止措置関係対策の義務付け等のため、飼養衛生管理基準の改定。（柵の設置が必要な約3,500の農場のうち、約500農場で設置済、約200農場で工事中）。
- 国内におけるASFの浸潤をより早期に発見するため、検査の一部を家畜衛生保健所において実施できる体制を構築（「ASFに関する特定家畜防疫指針」の改定）。
- 農場にウイルスを入れないために農場を囲い込む野生動物侵入防護柵について、全国の農場へ速やかに設置を促進。
（国補助1/2 + 特別交付税（県・市町村負担分の4/5）を措置）。

【現在の進捗状況】

- ・ 8都道府県(イノシシ不在、別事業で設置済等)を除き、全ての県が事業参加。
- ・ 21県が上乗せ補助等を予算措置済、その他13県が県の財政当局等と検討中。
- 国土交通省、環境省等を通じて、野生動物がいるような利用施設（自然公園、キャンプ場、ゴルフ場）において、食品残渣を通じた感染拡大を防止するため、ゴミ箱対策の協力依頼を関係自治体等に発出。

4. 水際対策の強化

ASFの侵入防止のため、関係省庁が一体となって、情報発信・摘発強化等の水際対策を強化（4月22日関係省庁申合せ）。

取組の内容

1. 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国の国内SNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起、多言語動画の配信（動物検疫に関する動画をYouTubeで配信）
（農林水産省、国土交通省、外務省）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港に他言語ポスター約900枚掲示
 - ・ 韓国からの高速船、定期フェリーの船内に広報ポスター掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 外国の検疫当局との連携
 - ・ 中国海関総署との間で、旅客の携帯品、郵便物の検疫強化に関する協力覚書に署名
（農林水産省）

4. 水際対策の強化（続き）

2. 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭(年度当初33頭⇒年度内53頭、令和2年度140頭体制を目指す)
- 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）
 - ・個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付4月22日～12月8日の間に798枚を交付)
 - ・違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
(農林水産省、財務省、警察庁)
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施（農林水産省、財務省）
 - ・検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
 - ・税関と連携した検査を実施（税関申告書の様式を変更し、肉製品の持込みに有無に関する質問が目立つようにしている。）
- 国際郵便物の検査を強化（農林水産省、総務省）
 - ・検疫探知犬の活用を拡大
- ASF発生国からの豚由来畜産物の検査強化
 - ・携帯品畜産物を検査したところ、ASFウイルス遺伝子を検出
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底
(農林水産省、国土交通省)